

# 深夜電力

(主契約料金条件)

2024年4月1日実施

四国電力株式会社



# 深 夜 電 力

## 目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	深 夜 電 力 A	1
4	深 夜 電 力 B	3
附	則	5
別	表	7



# 本 則

## 1 適 用

この深夜電力料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，深夜電力Aもしくは深夜電力Bといたします。

## 3 深 夜 電 力 A

### (1) 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キロワット以下であり，かつ，この料金条件の適用を受ける際に深夜電力Aの適用を受けており，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

### (2) 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

### (3) 契 約 負 荷 設 備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### (4) 契 約 電 力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

### (5) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 当該一般送配電事業者等は、契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

#### (6) 料 金

料金は、1月につき次の金額および電気需給条件〔低压〕（以下「需給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、需給条件別表2（燃料費調整）(2)イの基準単価は、別表（基準単価）によるものといたします。

1 契約につき	2,590円84銭
---------	-----------

#### (7) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、他の契約種別による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 需給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

## 4 深夜電力B

### (1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この料金条件の適用を受ける際現に深夜電力Bの適用を受けており、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

### (2) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### (3) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について需給条件 13（契約容量および契約電力）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

### (4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 当該一般送配電事業者等は、契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、当該一般送配電事業者等は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

へ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	369円05銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円74銭
------------	--------

(6) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、他の契約種別による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 需給条件39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。



# 附 則

## 1 実施 期 日

この料金条件は、2024年4月1日から実施いたします。

## 2 深夜電力Bの適用範囲に係る特別措置

当社は、電気の需給状況等により、本則4（深夜電力B）(1)の使用開始時刻を毎日午前7時に変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

なお、この場合には、書面、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法により、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

## 3 この料金条件の実施にともなう経過措置

### (1) 深夜電力A

この料金条件にもとづく、2024年4月検針日の前日までの料金は、本則3（深夜電力A）(6)にかかわらず、1月につき次の金額および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、需給条件別表（燃料費調整）(2)ロ(イ)の基準単価は、別表（基準単価）によるものといたします。

1 契約につき	2,591円84銭
---------	-----------

## (2) 深夜電力 B

この料金条件にもとづく、2024年4月検針日の前日までの料金は、本則4（深夜電力B）(5)にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	369円05銭
---------------	---------

### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円75銭
------------	--------

## 別 表

### (基 準 単 価)

深夜電力Aの燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	15円40銭0厘
---------	----------